

## アイドリング・ストップに係る看板等について

「さいたま市生活環境の保全に関する条例」では、具体的な周知方法は定められておりませんが、利用者に認識されやすい方法で周知を行ってください。

なお、看板につきましては以下の事項を参考に作成してください。

### 1 看板の掲示場所

利用者に認識されやすい場所（入り口付近、壁、場内の柱等）

### 2 掲示枚数

収容台数、駐車位置等を考慮し、1～数枚程度（おおよそ20台あたり1枚程度）

### 3 字の大きさ・色

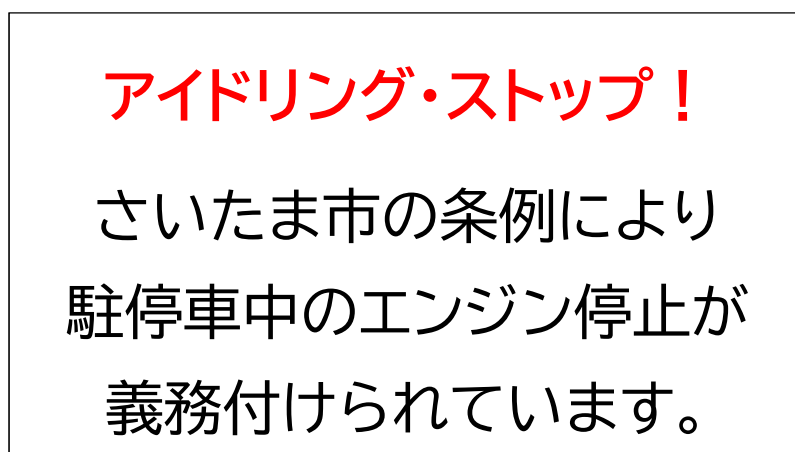
- (1) 利用者が認識できる大きさとする（1文字 5cm×5cm程度）
- (2) 目立つ色で掲示すること（白地に黒文字、黄色地に黒文字等）

### 4 掲示内容

掲示する内容には次の2つの事項を入れてください。

- (1) 条例で義務付けられていること
- (2) アイドリング・ストップを実施すること

#### 【作成例】



### 5 その他

- (1) 看板による周知が難しい場合には、常時、各利用者に対して個別に周知が図られるような手段を講じてください。例えば、以下のような方法が考えられます。
  - ① 入場時に「駐車場内ではアイドリング・ストップをしてください」と放送する。
  - ② 駐車券等にアイドリング・ストップについて表示する。
- (2) 恒常的な掲示となりますので、必要な保守等を行ってください。